

令和8年度五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うため、新規に婚姻した世帯に対し、その住宅費、引越費用、住宅のリフォーム費用の一部を予算の範囲において、五城目町新婚さん生活応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 支払期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間。
- (3) 住宅費 結婚を機に新たに住宅を購入及び賃借する際に要した費用で、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- (4) 引越費用 婚姻に伴い引越しに要した費用で、引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。
- (5) 住宅のリフォーム費用 婚姻を機とした当該住宅のリフォームに要した費用で、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用については補助対象外とする。
- (6) 講座受講等 国、地方公共団体、医療機関又は民間事業者等が実施する、次のいずれかに該当する講座等の受講、動画の視聴及び相談であって、申請年度に実施したものをいう（オンラインによるものを含む）。
 - (ア) ライフデザイン支援に関するもの
 - (イ) プレコンセプションケアに関するもの
 - (ウ) 妊娠又は出産に関する相談
 - (エ) 家事又は育児の分担に関するもの

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

(1) 下記により算出した世帯の所得が500万円未満であるもの。

(世帯の所得の算出方法)

所得証明書をもとに、申請日時点における直近の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、下記(ア)の場合にあつては、記載する計算方法により算出した金額とする。

(ア) 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合

所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

(2) 対象となる住宅が五城目町内にあり、申請日時点において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

(3) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。

(4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。

(6) 町税を滞納していないこと。

(7) 夫婦の双方が、講座受講等を行っていること。ただし、家事又は育児の分担に関するものについては、夫婦のいずれか一方の受講等をもって要件を満たすものとする。なお、自治体側の事情により講座等の準備が間に合わない場合や、申請の時期等により当該年度内に講座受講等を完了することが困難であると町長が認める場合は、講座受講等の予約又は誓約をもって要件を満たすものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、新婚世帯が支払期間に支払った住宅費、引越費用及び住宅のリフォーム費用を合わせた額を対象として、婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の世帯は1世帯当たり60万円、その他の世帯は1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で補助する。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 補助対象期間は、令和8年4月1日以降、補助金の交付を初めて申請した日から令和9年3月31日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象者に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出することとする。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 所得証明書
- (3) 完納証明書
- (4) 売買・賃貸借契約書の写し、工事請負契約書又は請書の写し、領収書その他支出を証明できるもの
- (5) 入金口座の通帳の写し
- (6) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）
- (7) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（奨学金返済を行っている場合）
- (8) 講座受講等に関する申告書兼誓約書（別記様式第3号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項により助成の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、五城目町新婚さん生活応援事業補助金変更交付申請書（別記様式第5号。以下「変更申請書」という。）に、第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けることとする。

2 町長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、五城目町新婚さん生活応援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により助成対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 申請者は、事業完了後、五城目町新婚さん生活応援事業補助金実績報告書（別記様式第7号。以下「実績報告」という。）を町長に提出することとする。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付請求は、実績報告後に五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付請求書（別記様式第8号）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金を返還するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

五城目町長

様

住 所

氏 名

電話番号

五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付申請書

五城目町新婚さん生活応援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日	令和 年 月 日		
2 事業内訳	住宅費 (購入)	契約締結年月日	令和 年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住宅費 (賃貸)	契約締結年月日	令和 年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		住宅手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × ケ月 = 円
	引越費用	引越した日	令和 年 月 日
		費用 (E)	円
	住宅のリフォーム費用	リフォームした日	令和 年 月 日
		費用 (F)	円
合計 (A+D+E+F)	円		
3 助成期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで _____ 月分		
4 公的制度による家賃補助	<input type="checkbox"/> 私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。		
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 所得証明書（夫・妻） <input type="checkbox"/> 完納証明書（夫・妻） <input type="checkbox"/> 売買・賃貸借契約書の写し、工事請負契約書又は請書の写し、領収書その他支出を証明できるもの <input type="checkbox"/> 入金口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類		

五城目町長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

- (1) 支給している。 (2) 支給していない。

年	月	現在
住宅手当	月額	円

注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

講座受講等に関する申告書兼誓約書

年 月 日

五城目町長 様

住 所
氏 名
電話番号

令和8年度五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付要綱第3条1項7号に規定する講座受講等について、以下のとおり申告及び誓約します。

1. 該当する要件

要件となっている下記の講座等のうち、該当する項目の□に一つ以上チェックを入れてください。

講座等の内容	申請者	配偶者
ア ライフデザインに関するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イ プレコンセプションケアに関するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ウ 妊娠又は出産に関する相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エ 家事又は育児の分担に関するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注意事項)

- 夫婦双方が講座受講等を行っている必要があります。
ただし、「エ 家事又は育児の分担に関するもの」のみ夫婦のいずれか一方の受講で要件を満たします。
- 講座受講等はオンラインでも可能です。

2. 受講・実施の状況

現在の受講・実施状況について、該当する項目の□にチェックを入れてください。

講座等を受講、又は実施済み

実施日：【申請者】令和 年 月 日

【配偶者】令和 年 月 日

名称・主催者等：

【申請者】 ()

【配偶者】 ()

(例：秋田県「ライフデザインセミナー」オンライン動画視聴

〇〇社主催「家事・育児セミナー」等)

(注意事項)

- 1 講座受講等は申請年度内に行ったものに限られます。
- 2 受講修了証や領収書、受講時の配布資料など、受講・実施が確認できる書類の写しを添付してください（証明書類が発行されない場合や添付が困難な場合は、受講内容等の聞き取りを行う場合があります）。

講座等を受講予定、又は実施予定

受講・実施予定時期：【申請者】令和 年 月頃

【配偶者】令和 年 月頃

名称・主催者等：

【申請者】 ()

【配偶者】 ()

(確認事項) 下記の事項を確認後、□にチェックを入れてください。

やむを得ない事情^(※)により受講できていませんが、後日必ず受講・実施することを誓約します。

虚偽の申告があった場合は、補助金の交付決定が取り消され、返還を求められる場合があることを確認しました。

※ 自治体側の事情により講座等の準備が間に合わない場合や、申請があった時期を踏まえ令和8年度中に受講が完了することが難しいと五城目町が判断した場合

様式第4号（第5条関係）

五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日
第 号

様

五城目町長

令和 年 月 日付けで補助金交付申請のあった五城目町新婚さん生活応援事業補助金の交付について、次のとおり交付することに決定したので、五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付要綱第5条2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1. 補助金の名称 | 五城目町新婚さん生活応援事業生活応援事業補助金 |
| 2. 補助対象金額 | 円 |
| 3. 交付決定金額 | 円 |

五城目町長 様

住 所
氏 名
電話番号

五城目町新婚さん生活応援事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け五城目町指令第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容		令和 年 月 日	
事業内訳の変更	住宅費 (購入)	契約締結年月日	令和 年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住宅費 (賃貸)	契約締結年月日	令和 年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		住宅手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × ケ月 = 円
	引越費用	引越した日	令和 年 月 日
		費用 (E)	円
	住宅のリフォー ム費用	リフォームした日	令和 年 月 日
		費用 (F)	円
合計 (A+D+E+F)		円	
その他の変更			
2 添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 所得証明書 (夫・妻) <input type="checkbox"/> 完納証明書 (夫・妻) <input type="checkbox"/> 売買・賃貸借契約書の写し、工事請負契約書又は請書の写し、領収書その他支出を証明できるもの <input type="checkbox"/> 入金口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類		
※変更内容が確認できる書類を添付してください。			

様式第6号（第6条関係）

令和 年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

様

五城目町長

印

五城目町新婚さん生活応援事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで変更交付申請のあった五城目町新婚さん生活応援事業補助金については、次のとおり交付することに決定されたので、通知する。

金

千円

五城目町長 様

申請者

住所

氏名

五城目町新婚さん生活応援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けました五城目町新婚さん生活応援事業の実績について、五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付要綱第7条の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助金の名称 五城目町新婚さん生活応援事業補助金

2. 補助対象金額 円

3. 補助金の交付決定金額 円

4. 補助金の請求予定金額 円

5. 添付書類

(1)申請書又は変更申請書による事業内訳に係る経費を支払ったことを証する書類

(2)その他町長が必要と認める書類

五城目町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け、第 号で交付額の確定のあった五城目町新婚さん生活応援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【助成金請求対象期間】

（ 年 月から 年 月までの 月分）

【助成金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。